

予算決算常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和8年3月18日（水） 議場
2. 出席委員 徳永泰臣委員長 松森潤平副委員長 谷口隆明 横路政之 福山権二 近藤久子 五島誠 吉川遂也 國利知史 松本みのり 前田智永 岡野茂 宇山茂之 堀井慎一郎 桜田亮太 堀内富夫 木山義仁 青山学
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 島田虎往議会事務局長 横山和昭議会事務局議事調査係長
橋本和憲議会事務局主任主事
5. 説 明 員 加藤武徳総務部長 岡本貢生活福祉部長 足羽幸宏企画振興部長 天野武美環境建設部長 出口聡総務課長 横山敬之行政管理課長 福本敬夫財政課長 松本武士税務課長 松本武士収納課長 小川修危機管理課長 野木一伸社会福祉課長 松永智子高齢者福祉課長 元永貴美江高齢者福祉課主幹 森田一徳児童福祉課長 伊吹美智子市民生活課長 下森一克地域交通課長 亀山慎也保健医療課長 田部伸宏企画課長 関浩樹地域推進課長 定光浩二自治定住課長 黒木和彦農業振興課長 松永幹司林業振興課長 酒井繁輝商工観光課長 杉谷美和紀建設課長 平岡靖之建設課主幹 久保隆治環境政策課長 爲石謙一都市整備課長 信清裕司地籍用地課長 信清裕司下水道課長 関里美会計管理者 今西隆行総領支所長 山下修総務課総務法制係長 三田拓輝総務課専門員 高浦光司財政課財政係長 西村秀美収納課収納係長 松永恵佑危機管理課危機管理係長 角田さおり社会福祉課障害者福祉係長 岡智美高齢者福祉課高齢者福祉係長 小田佳大高齢者福祉課介護保険係長 原田淳司地域交通課地域交通係長 山根啓荘地域交通課参事 藤原章良保健医療課医療予防係長 河野泰英保健医療課国保年金係長 山崎啓介自治定住課自治定住係長 中間貴也林業振興課林業振興係長 定光康江商工観光課商工振興係長 今村俊洋商工観光課観光振興係長 野崎義雄建設課管理係長 藤谷克信建設課土木係長 爲石将雄建設課農林整備係長 有田健一郎建設課災害復旧係長 光永俊和都市整備課管理係長 谷口浩二地籍用地課地籍用地係長 三浦健司下水道課管理係長 亀石哲司下水道課下水道係長
荘川隆則教育部長 毛利久子教育総務課長 八谷美幸生涯学習課長 瀬尾雅弘生涯学習課生涯学習係長
伊吹讓基選挙管理委員会事務局長
仙田真作西城市民病院事務長 谷先辰也西城市民病院医療総務係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍 聴 者 2名（うち議員 桂藤和夫議長）
8. 会議に付した事件
 - 1 付託議案
議案第66号 令和7年度庄原市一般会計補正予算（第8号）
議案第67号 令和7年度庄原市住宅資金特別会計補正予算（第1号）
議案第68号 令和7年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算（第2号）

- 議案第 69 号 令和 7 年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 70 号 令和 7 年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 71 号 令和 7 年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 72 号 令和 7 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 73 号 令和 7 年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 74 号 令和 7 年度庄原市下水道事業会計補正予算（第 5 号）
議案第 75 号 令和 7 年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）

午前 10 時 00 分 開 議

○徳永泰臣委員長 これより予算決算常任委員会を再開します。ただいまの出席委員は 18 名です。よって、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議において、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しています。

1 付託議案

- 議案第 66 号 令和 7 年度庄原市一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 67 号 令和 7 年度庄原市住宅資金特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 68 号 令和 7 年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 69 号 令和 7 年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 70 号 令和 7 年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 71 号 令和 7 年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 72 号 令和 7 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 73 号 令和 7 年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 74 号 令和 7 年度庄原市下水道事業会計補正予算（第 5 号）
議案第 75 号 令和 7 年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）

○徳永泰臣委員長 令和 7 年度各会計補正予算の審査の方法についてお諮りします。本委員会への付託議案について、議案第 66 号、令和 7 年度庄原市一般会計補正予算第 8 号から議案第 75 号、令和 7 年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算第 2 号までを一括審査したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。日程については、配付資料のとおり予定しています。議案第 66 号、令和 7 年度庄原市一般会計補正予算第 8 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総務部長。

○加藤武徳総務部長 昨日の本会議において御上程いただいた議案第 66 号、一般会計から議案第 75 号、病院事業会計までの合計 10 会計の補正予算について御審議をお願いいたします。まず財政課長から総括説明をさせていただいた後、各部・課からそれぞれ補正の内容について御説明いたしますのでよろしくをお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 財政課長。

○福本敬夫財政課長 議案第 66 号、庄原市一般会計補正予算第 8 号の内容について、まずは概略説明をいたします。今回提案いたします補正予算の各事業については、事業精算及び決算見込みを反映させた予算減額が主な内容となっていますが、2 月までの実績を踏まえた除雪事業など追加の補正も合わせて上程させていただいています。また、本日は別冊の補正予算書並びに資料 1、令和 7 年度 3 月補正予算繰越明許費補正事業一覧により、後ほど各担当課から個別に説明いたします。まず今回の補正のうち、全体に係る事項について御説明いたします。職員人件費については、育児休業者、退職者、中途退職者等の整理による精算見込みにより、一般会計において 6,493 万円の減額補正を計上しています。それでは、各事業の説明に入ります。各事業の説明については、職員人件費の調整に関わるものを除き、100 万円を超える増額補正または 1,000 万円を超える減額補正の事業について、説明項目等一覧に従い各担当課から順次説明いたします。それでは、早速ですが財政課所管の補正予算について御説明いたします。まず歳入から御説明いたします。補正予算書の 18、19 ページをお開きください。最下段の 3 款、1 項、1 目、利子割交付金 416 万 7,000 円の増額。続きまして、20 ページ、21 ページをお開きください。2 段落目、4 款、1 項、1 目、配当割交付金 523 万 1,000 円の増額、5 款、1 項、1 目、株式等譲渡所得割交付金 684 万 7,000 円の増額、7 款、1 項、1 目、地方消費税交付金 8,122 万 4,000 円の増額、9 款、1 項、1 目、環境性能割交付金 2,024 万 1,000 円の減額については、いずれも県の見込額等を参考とし補正するものです。続きまして、22 ページ、23 ページをお開きください。最上段の 11 款、1 項、1 目、地方交付税、01 普通交付税は、交付額の確定により 4 億 2,023 万円を増額補正するものです。続きまして、歳出について御説明いたします。ページが飛びますが、100 ページ、101 ページをお開きください。13 款、諸支出金、1 項、基金費、2 目、減債基金積立基金費、01 減債基金費の積立金は、普通交付税の追加分として措置された臨時財政対策債の償還分 4,923 万 5,000 円を増額補正し、4 目、01 過疎地域持続的発展基金の積立金では、医療従事者育成奨学金の返還金 224 万 9,000 円を増額補正するもので、医療従事者育成奨学金の歳出計上の際にはこの基金から財源充当していたため、過疎地域持続的発展基金に積み立てる補正をお願いするものです。財政課所管の事業の説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。総務課長。

○出口聡総務課長 それでは、総務部総務課所管の補正予算案について御説明いたします。一般会計補正予算書の 46 ページ、47 ページをお願いいたします。2 款、1 項、6 目、財産管理費、02 庁舎管理事業について、本庁舎地下に設置されている空調熱源のうち、地中熱を利用するスクリーヒートポンプチラーについて、昨年 12 月の点検において熱交換に使用する冷媒ガスの圧力等を制御する電磁弁ブロックや圧力・温度等のセンサーに不調が生じていました。設置から 15 年以上が経過する中で、部品の摩耗劣化により装置が機能しなくなっているため、別の空調熱源である灯油ボイラーの使用頻度が増加していたことにより燃料費 81 万 6,000 円、スクリーヒートポンプチラーの部品交換等に要する修繕料 446 万 6,000 円、合計で 528 万 2,000 円を増額するものです。続いて、繰越明許費について説明いたします。一般会計補正予算書の 7 ページ、第 3 表、繰越明許費補正、1、追加の表中、

2款、1項、総務一般管理事業の162万1,000円及び庁舎管理事業446万6,000円については、別冊資料1の繰越明許費補正事業一覧を御覧ください。別冊資料1の繰越明許費補正事業一覧に記載のとおり、総務一般管理事業は、中国における比婆牛の冒認商標出願対策として中国商標局に対する異議申し立てを行っており、本年度中に完了が見込めないため弁護士業務委託料108万9,000円、また、行政事件訴訟の控訴審判決に対し相手方が上告しており、本年度中の終結が見込めないため弁護士業務委託料53万2,000円、合計で162万1,000円を次年度に繰り越そうとするものです。次に、庁舎管理事業については、先ほど御説明申し上げたスクリーヒートポンプチラーの部品の調達に2か月程度かかり、今年度中の修繕が見込めないため修繕料446万6,000円を次年度に繰り越そうとするものです。総務課所管の補正予算の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。横路委員。

○横路政之委員 繰越明許の中で中国における比婆牛、これはどういうことですか、詳しく教えてください。

○徳永泰臣委員長 答弁。農業振興課長。

○黒木和彦農業振興課長 少し詳細を説明いたします。中国や他のところでも日本の地名や商品に向こうで商標登録される事案が今までもたくさんあります。今回、12月の段階で分かったのですが、比婆牛という文字、牛肉を使った加工品あるいは生肉を含めて比婆牛として、向こうで今、商標登録の申請が上がっていることが分かりました。中国の話になるため、弁護士とも協議して、市としては異議申し立てをしようかと判断いたしました。実は3月6日までの異議申し立て期間だったため、それに対して書類を作成し、向こうの弁護士を通じて中国で異議申し立てをしている状況です。それがすぐに解決するかははっきりとは分かりませんが、他の事例を見ると、申し立てをしたまま時間が経過する場合もありますし、取り下げになる事案もあります。今の段階ではそこははっきりとは分かりませんが、異議申し立てをしている状況で、費用について繰り越すということです。

○徳永泰臣委員長 他にありませんか。青山委員。

○青山学委員 先ほどの質問に関連して、その弁護士費用はこの事案に対しての百何万円なのか1人に対しての百何万円なのか教えてください。

○徳永泰臣委員長 答弁。総務課長。

○出口聡総務課長 費用については、この異議申し立ての事案についての経費です。

○徳永泰臣委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。行政管理課長。

○横山敬之行政管理課長 それでは、総務部行政管理課の補正予算案について御説明申し上げます。一般会計補正予算書の56ページ、57ページの下段を御覧ください。2款、5項、2目、指定統計調査費、06国勢調査事業について、調査員に複数の調査区を兼任していただいたことなどによる県からの国勢調査委託金の減額に伴い各対象経費を減額するものです。1節、03非常勤職員報酬590万6,000円の減、同じく05会計年度任用職員報酬174万2,000円の減、12節、委託料として、最下段の調査用品梱包委託料223万1,000円の減など、合わせて1,019万1,000円を減額するものです。なお、この国勢調査事業について、財源として県支出金に歳出と同額の1,019万1,000円を減額計上しており、

一般財源額に補正増減はありません。行政管理課所管の補正予算の説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。税務課長。

○松本武士税務課長 それでは、総務部税務課が所管する予算の主な補正内容について御説明申し上げます。補正予算書の18ページ、19ページをお願いいたします。1款、1項、1目、個人市民税、1節、現年課税分の所得割に7,700万円を追加計上するものです。増額の主な要因といたしましては、賃金の上昇、年金額の改定及び農業所得の増などによる個人所得の増加によるものです。次に、2目、法人、1節、現年課税分について、830万円を減額するものです。こちらは申告による事業収益等の減などによるもので、個人、法人を合わせた補正後の市民税額を15億3,248万9,000円とするものです。続いて、2項、1目、固定資産税、1節、現年課税分に1,410万円を追加計上するものです。主な要因としましては、家屋分として新築家屋棟数の減少などによるもの、及び償却資産分として大臣配分等の増や申告件数の増加、企業の増資等によるもので、補正後の固定資産税額を19億4,662万3,000円とするものです。次に、3項、軽自動車税、1目、環境性能割、1節、現年課税分に150万円を追加計上するものです。こちらは軽自動車の買い替え等が進んだことによるもので、種別割と合わせた補正後の軽自動車税額を1億6,506万3,000円とするものです。税務課所管の一般会計補正予算の説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。危機管理課長。

○小川修危機管理課長 それでは、危機管理課所管の補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の84、85ページをお開きください。9款、1項、消防費、1目、常備消防費、01消防組合事業は、備北地区消防組合の運営経費負担金です。消防本部三次消防署の庁舎建築や通信指令施設の移転整備における入札残や事業費精査による本市負担分1,566万4,000円の減額をはじめ、職員人件費や一般管理経費の精査を含めた本市負担分を合計で1,804万9,000円減額計上するものです。なお、消防本部三次消防署の移転整備に応ずる財源は地域振興基金です。続きまして、最下段、3目、消防施設費、01消防施設整備事業は、消火栓の新規整備及び消防小型動力ポンプ付積載車等の更新を行う事業です。本市に4台配備している消防ポンプ車のうち、西城方面隊に配備の消防ポンプ車1台が耐用年数25年を経過するため、更新の予算を計上していました。予算については、従来から本市に導入してきた手動動作を主とするポンプの使用をもとに定めて計上していましたが、近年、常備消防をはじめ、全国的に主流となりつつある電子制御を主とした使用も可として入札を実施したところ、結果的にコストが低い電子制御仕様の車両に決定したことから1,514万5,000円の入札残が生じたことや、小型動力ポンプの入札残などを含め、総額で1,544万円を減額計上するものです。続きまして、繰越明許費です。補正予算書は7ページですが、配付資料にて御説明いたします。資料1、1ページを御覧ください。9款、1項、消防施設整備事業、消防ポンプ車等更新2台3,987万1,000円は、令和7年度で更

新を予定していた西城方面隊の消防ポンプ車1台及び総領方面隊の小型動力ポンプ付積載車1台ですが、消防車両のベースとなるシャシーがメーカーにおける安全基準の対応等に時間を要することとなり、契約業者への納品に遅れが生じたことから、シャシー納品後の車両艤装等が年度内で完了しない見込みとなり年度内での納車が困難となったため、必要経費を含めて繰越をお願いするものです。危機管理課所管の説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。生活福祉部長。

○岡本貢生活福祉部長 続きまして、生活福祉部に関係する予算の説明を行います。詳細は各課長が説明いたします。

○徳永泰臣委員長 社会福祉課長。

○野木一伸社会福祉課長 それでは、社会福祉課所管のものについて御説明いたします。補正予算書の60、61ページをお開きください。3款、1項、3目、障害者福祉費のうち、02 自立支援事業の19節、扶助費について、今年度の障害福祉サービス費等の執行見込みに基づき5,401万8,000円を追加計上するものです。内訳といたしましては、自立支援医療費126万3,000円、障害福祉サービス費4,751万2,000円、療養介護医療費91万円、障害児通所給付費433万3,000円となっています。障害福祉サービス費のうち、主なものは就労継続支援B型施設入所支援、共同生活援助などで、利用件数や利用日数、支援区分の重度化によるサービス費の増加によるものです。社会福祉課からの説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。高齢者福祉課長。

○松永智子高齢者福祉課長 高齢者福祉課が所管する予算について御説明いたします。補正予算書の58ページ、59ページをお開きください。3款、1項、2目、老人福祉費です。事業番号01、老人福祉一般管理事業の主なものといたしましては、委託料112万5,000円の減額は、第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料の入札減による減額、18節、負担金、補助及び交付金1,176万円の減額は、介護ロボットICTの導入を推進し、業務の効率化、働きやすい環境づくりを目的に県の地域医療介護総合確保事業補助金10分の10を財源とした介護保険施設への補助金について、12月に広島県からの内示を受け減額するものです。また、この補助金の財源としまして、国県支出金に広島県地域医療介護総合確保事業補助金収入として歳出と同額の1,176万円を減額計上しています。次に、予算書の60ページ、61ページをお開きください。事業番号15、高齢者等生活支援施設管理事業の業務委託料198万7,000円の増額は、自宅などの在宅での生活が困難な高齢者などが入居される生活支援施設のうち、指定管理で管理運営を行う施設の指定管理料について、施設内の給水管漏水対応修繕や温水器の経年劣化に伴う取り替えなどの修繕料189万1,000円の増額などにより合計198万7,000円を精算見込みとして業務委託料に追加計上するものです。次に、繰越明許費補正について御説明いたします。別冊資料、令和7年度3月補正予算繰越明許費補正事業一覧の1ページをお開きください。

上から4段目、3款、1項、老人福祉一般管理事業については、先ほど御説明いたしました広島県地域医療介護総合確保事業補助金を活用した介護保険施設への介護ロボットICTの導入支援の補助金で、国の当初予算に基づく事業ですが、国から県への内示が遅れたことに伴い、県から市への内示が12月となったことから、年度内での事業完了が困難であるため、繰越明許費として1,800万円を追加するものです。次に、債務負担行為補正について御説明いたします。予算書にお戻りいただき、第4表、債務負担行為補正により債務負担行為に追加する事項は、10ページの表の7段目から、高齢者活動施設について、地元自治会と協定する庄原市総領高齢者活動センター及び庄原市総領高齢者能力活用センター、表の9段目は、庄原市社会福祉協議会と協定する庄原市口和地域ケアセンター、表の10段目から11ページの表の1段目にかけて、高齢者等生活支援施設について、社会福祉法人と協定する庄原市西城高齢者等生活支援施設、庄原市東城小規模老人ホーム有栖川荘、庄原市口和自立支援型グループホーム、庄原市高野高齢者生活福祉センター及び庄原市総領トータルケアホームゆう愛の管理に関する経費をそれぞれ追加するものです。なお、期間はいずれも令和8年度から令和12年度までの5年間とし、限度額を協定に定める額とするものです。高齢者福祉課の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。児童福祉課長。

○森田一徳児童福祉課長 それでは、児童福祉課所管の補正予算の説明を行います。補正予算書の62ページ、63ページをお願いいたします。3款、2項、2目、02保育所管理運営事業です。1節、報酬の06会計年度任用職員報酬その他は、直営の保育所において、早朝・延長保育時のパート保育士の雇用実績見込みにより356万8,000円を減額するものです。3節、職員手当等、04通勤手当、06時間外勤務手当については、フルタイム勤務の会計年度任用職員の通勤手当、時間外勤務手当について実績見込みにより合計で45万9,000円を減額するものです。12節、委託料の01業務委託料物件費は、市内8か所の指定管理保育所の指定管理料において、指定管理料の積算の根拠となる児童数、配置保育士について、当初、全体で児童数を498人と見込んだところ、15人少ない483名となったこと、配置保育士についても、当初115名の配置を見込んだところ、10名少ない105名となったことにより合計で5,742万8,000円を減額するものです。02業務委託補助費等は、広域入所事業において、保護者の里帰り出産等のため市内に住所を有する3名の児童が市外の保育所に入所したことによる入所実績に応じ、18万4,000円を増額するものです。続きまして、3款、2項、4目、01児童措置事業です。19節、扶助費の01扶助費は、児童扶養手当と児童手当の実績見込みによる減額となっています。内訳ですが、まず、児童扶養手当は、市外転出や婚姻等による資格喪失などにより613万5,000円の減額です。続きまして、児童手当は、令和6年10月からの制度改正により支給対象児童が高校生年代までになったことや第3子の手当額が倍となったこと、また、第3子の認定の範囲が拡大されたことにより従来よりも手当額が増額する見込みで当初予算を組んでいましたが、見込んだ対象児童数、手当額が見込みほどの額にはならなかったことにより6,411万5,000円を減額するものです。児童措置事業全体では7,025万円の減額です。財源としまして、国県支出金で国の児童扶養手当給付費負担金が204万5,000円の減額、国の児童手当負担金が5,454万8,000円の減額、県の児童手当負担金が478万

4,000 円の減額、合計で国県費 6,137 万 7,000 円の減額となります。続きまして、補正予算書の 7 ページ、第 3 表、繰越明許費補正です。3 款、2 項、児童福祉費において、物価高対応子育て応援手当支給事業は、令和 7 年 12 月補正で予算化し実施しているゼロ歳から高校生年代までの子供に対して 1 人当たり 2 万円を支給する国の物価高対応子育て応援手当支給事業において、3 月末までに出生する児童も対象であることから申請が 4 月以降になること、また、申請を必要とする公務員等の手当の支給については、3 月申請分はその財源となる国の交付金が次年度交付になるということもあり、必要な事務費、補助費を見込むもので、合計で 1,183 万円を追加計上するものです。同じく、子育て支援施設整備事業は、東城子育て支援施設整備事業及び板橋小学校子育て支援施設整備事業に係るものです。東城子育て支援施設整備事業は、用地取得のための土地収用法に基づく広島県への事業認定申請について、申請図書に係る広島県との調整に時間を要したため年度内での用地取得事務が困難となったことから土地購入費として 5,800 万円を、また、板橋小学校子育て支援施設整備事業は、外構工事において、外構工事の前段で実施した旧施設の解体工事が国の補助金交付を受けて改修をした経緯があるため財産処分に係る国・県との協議に時間を要し、着工が予定時期より遅れ外構工事の年度内完了が困難となることから、工事請負費 1,630 万円を追加計上し、合計 7,430 万円を追加計上するものです。続きまして、債務負担行為の追加について御説明いたします。9 ページを御覧ください。第 4 表、債務負担行為補正により債務負担行為に追加する事項は表の 1 段目から 4 段目までです。いずれも市立保育所の管理に要する経費です。1 段目から 3 段目までは庄原市総合サービス株式会社と協定する庄原北保育所、三日市保育所、総領保育所で、4 段目は社会福祉法人東城有栖会と協定する東城保育所の管理に要する経費です。期間はいずれも令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とし、限度額を協定に定める額とするものです。児童福祉課所管の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。谷口委員。

○谷口隆明委員 市内 8 か所の指定管理保育所の指定管理料で、児童数が予定よりも 15 人減り、保育士も 10 人減ったとのことでしたが、保育所の運営に無理が生じなかったのか。それから、他の予算にもありますが、扶助費が見込みよりも 6,000 万円台で大きく違ったということで、ここだけではありませんが、予算を組むときの考え方とこれだけ違った理由をお聞きます。

○徳永泰臣委員長 答弁。児童福祉課長。

○森田一徳児童福祉課長 御質問にお答えします。2 点あったかと思います。まず、保育所の指定管理の関係ですが、児童数、配置保育士が当初の見込みよりも必要なかったという状況です。運営については、支障がなく運営できています。扶助費、児童手当が主になろうかと思います。これは、令和 6 年度の 3 月補正でも同じように見込みと実績で不用額が出たということで減額補正をしています、説明したとおり、令和 6 年 10 月に児童手当の制度改正がありまして、これまで対象が中学生年代までだったのが高校生年代までと新しく対象児童が増えたこと、第 3 子の額が倍額になること、第 3 子の判定についても大学生年代までで 1 子のカウントということがあり、なかなか把握もできない中で、昨年度、予算を組んだということもあります。そのため、実績と少し乖離があり大きな不用額で減額となったものです。

○徳永泰臣委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。市民生活課長。

○伊吹美智子市民生活課長 続きまして、市民生活課所管の補正予算案です。66、67 ページをお願いいたします。4 款、1 項、6 目、斎場費、01 斎場管理運営事業について御説明申し上げます。12 節、委託料 451 万 7,000 円の増額ですが、庄原市 3 斎場の指定管理料の精算に伴うものです。精算項目となっている燃料費、光熱水費及び修繕料の精算で灯油や電気代の価格高騰等による燃料費、光熱水費において 312 万 3,000 円及び修繕料 139 万 4,000 円の不足を見込み、451 万 7,000 円の増額をお願いするものです。説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。地域交通課長。

○下森一克地域交通課長 続きまして、地域交通課所管の補正予算案について御説明いたします。一般会計補正予算書第 8 号の 50 ページ、51 ページをお願いいたします。上段の表、2 款、1 項、13 目、生活交通対策費、事業番号 01、生活交通路線確保事業、18 節、負担金、補助及び交付金、04 補助金一般 1,454 万 1,000 円については、生活交通に係るバス事業者への運行補助金の執行見込みにより追加計上するものです。先般の 12 月議会補正予算においても生活交通に係るバス事業者への補助金を追加計上しており、その際には昨年度の実績額をもとに本年度の執行予定額に対する不足額を見込み、補正計上をしたところですが、本年 1 月に乗合バス事業者から、令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月を事業年度とする決算額に基づく補助金申請があり、必要な予算額を確保するため、このたびの補正予算に追加計上するものです。このたびの追加の主な要因は 3 点あります。まず 1 点目は、利用者数の減少による運賃収入の減。2 点目は、バス運行に係る国県補助金の減です。具体的には、国庫補助金についてはその算定方法が変更になったこと、また、県補助金については利用者減により補助対象外になったことでそれぞれ補助金が減額となったものです。3 点目は、人件費、燃油費、車両などの固定資産の減価償却などの経費の増です。この主な 3 点が要因となり、見込んでいた収支の乖離が広がり、12 月補正後の予算に対して 1,454 万 1,000 円の追加が必要となったものです。以上、生活交通対策費の生活交通路線確保事業に、委託料 385 万 7,000 円の減額を含めて事業全体で 1,068 万 4,000 円を追加計上するものです。地域交通課所管の補正予算案の説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。保健医療課長。

○亀山慎也保健医療課長 保健医療課が所管する主な補正予算案について御説明いたします。補正予算書の 60 ページ、61 ページをお願いします。3 款、1 目、1 項、6 目、後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業については、療養給付費の実績見込みに伴う広域連合指示額により 8,254 万 4,000 円を減額するものです。次に、64 ページ、65 ページをお願いします。表の上段、4 款、1 項、1 目、保健衛生総務費の医療対策事業については、不採算地区病院等に関する特別交付税算定基準の改正により庄

原赤十字病院への公的医療機関整備補助金を659万8,000円増額するものです。リフレッシュハウス東城管理運営事業については、令和8年1月6日に発生した島根県東部を震源とした地震により室内プールの空調機器が故障したことによる修繕料として255万2,000円を、燃料費、電気料、修繕費の精算に係る指定管理料の追加に要する経費として382万8,000円を増額するものです。その下、高野温泉神之瀬の湯管理運営事業については、燃料費、電気料、修繕料の精算に係る指定管理料の追加に要する経費として116万9,000円を増額するものです。66ページ、67ページをお願いいたします。8目、保健福祉センター管理運営事業については、口和保健福祉センターと高野保健福祉センターの電気料、修繕料の精算に係る指定管理料の追加に要する経費として130万3,000円を増額するものです。次に、繰越明許費補正について御説明いたします。資料1を御覧ください。令和7年度3月補正予算繰越明許費補正事業一覧をお願いします。上から7段目、リフレッシュハウス東城管理運営事業について、令和8年1月1日に発生した島根県東部を震源とした地震によりプール室内外調機の温水コイル部分に亀裂が生じたことによる漏水で空調が使用できない状況となっているため、現在、プールの利用を中止している状況です。温水コイルについては納期に3か月程度の期間を要するため、完了予定が7月頃の見込みとなることから、関連する予算255万2,000円を令和8年度に繰り越すものです。次に、債務負担行為について御説明いたします。一般会計補正予算書に戻っていただき、11ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正の上から2番目から4番目ですが、社会福祉法人庄原市社会福祉協議会と協定する庄原市口和保健福祉センター及び庄原市口和老人福祉センター並びに庄原市高野保健福祉センター、株式会社ニュー東城と協定する庄原市東城健康増進施設の管理に要する経費として、いずれも期間を令和8年度から令和12年度まで、限度額を協定に定める額とするものです。保健医療課所管の補正予算の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。説明員交代のためしばらくお待ちください。

〔説明員 交代〕

○徳永泰臣委員長 続いて説明を求めます。企画振興部長。

○足羽幸宏企画振興部長 企画振興部に関する予算を説明いたします。詳細は担当課長から説明させます。

○徳永泰臣委員長 企画課長。

○田部伸宏企画課長 それでは、令和7年度3月補正予算のうち、企画振興部企画課の所管部分について御説明いたします。まず、補正予算書の46ページから49ページをお願いいたします。補正予算書の46ページ最下段、2款、1項、10目、情報推進費です。49ページにお進みいただき、説明欄、01行政情報処理事業のうち、借上料については、職員が日々の業務で使用するノートパソコン548台の導入に係るリースに要する経費として当初予算で1,830万円を計上していましたが、大量発注による納入時期の繰り延べによりリース開始時期が後ろ倒しになったこと、また、競争入札による落札率の低下などにより1,166万5,000円を減額するものです。次に、その他使用料及び賃借料についてです。本年1月から標準化システムに移行した自治体情報システムの利用料として当初予算で3,468万円を計上していましたが、標準化作業の進展に伴うシステム設計規模の精査により1,600万円余りの減額

となったものです。また、同システムの移行作業及び運用に係るガバメントクラウドの利用料として当初予算で4,602万円を計上していましたが、移行作業工程における精査によるリスク容量の節減、作業中のデータ通信量が想定以下となったことなどから3,300万円余りの減額とするもので、これらにより、節の合計で4,978万円を減額するものです。また、これらの事業に関連する特定財源の補正として、その他財源、21款、諸収入、5項、雑入、5目、雑入を3,165万2,000円減額しています。続きまして、補正予算書の100ページ、101ページをお願いいたします。補正予算書100ページ、13款、1項、18目、企業版ふるさと納税基金費です。説明欄、01 企業版ふるさと納税基金費は、令和3年3月に内閣府から認定を受けた地域再生計画に掲載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附について、翌年度以降に実施する事業の財源として活用するため企業版ふるさと納税基金に積み立てを行おうとすることから、積立金を898万9,000円増額計上するものです。また、この事業に関連する特定財源の補正として、その他財源、18款、寄附金、1項、寄附金、15目、指定寄附金を890万増額計上しています。なお、補正予算書の7ページ、繰越明許費補正で、2款、1項、企画推進事業80万1,000円を計上していますが、第3期庄原市長期総合計画書概要版等の印刷に要する経費を繰り越すものです。企画振興部企画課所管の補正予算案の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。地域推進課長。

○関浩樹地域推進課長 地域推進課が所管する補正予算について説明いたします。補正予算書の100ページ、101ページをお開きください。13款、諸支出金、1項、基金費、3行目の14目、ふるさと応援寄附基金費、24節、積立金のふるさと応援寄附基金費です。ふるさと納税の寄附のうち、市民活動団体の活動を支援する事業等を使途として指定された寄附金を本基金に積み立て、次年度以降に実施される事業へ支援するため2,000万円を増額計上するものです。財源といたしまして、100ページ、その他財源として、庄原市ふるさと応援寄附基金2,000万円を増額計上しています。なお、予算説明項目ではありませんが、補正予算書の44ページ、45ページに戻っていただき、2款、総務費、1項、総務管理費、2目、企画費、45ページ中段の19節、庄原さとやま留学事業は、今年度中途に庄原いちばんづくり留学事業から事業名称を変更しているものです。地域推進課からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。自治定住課長。

○定光浩二自治定住課長 自治定住課所管の補正予算案について御説明いたします。補正予算書の46ページ、47ページをお開きください。2款、1項、7目、自治振興費です。47ページ、説明欄、04 自治振興センター等管理運営事業、12節、委託料、細節01、業務委託料では、自治振興センター指定管理料において年度協定で精算項目としている電気料及び修繕料の精算見込みによるもので、218万2,000円の増額です。精算項目のうち、電気料については、電気料単価の変動、利用者数の増加等による増

額見込みが西城自治振興センター49万5,000円ほか17か所、電力契約の見直し等による減額見込みが総額自治振興センター35万7,000円ほか4か所で合計151万6,000円の増額。修繕料については、東城自治振興センター51万9,000円ほか4か所が増額見込みで合計66万6,000円の増額。電気料、修繕料を合わせて218万2,000円の増額です。次に、歳出、03調査測量設計監理等委託料は、本年度実施した西城、口和、総額の3自治振興センターLED化工事に係る設計業務委託料の不用額97万3,000円を減額するもので、細節01、業務委託料と合わせた委託料合計では102万9,000円の増額補正をお願いするものです。続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。補正予算書の9ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正のうち、1、追加です。追加する事項は、昨日、指定管理者の指定について議会で御議決いただいた自治振興センター7か所の管理に要する経費です。表の上から5番目、八銚自治振興区と協定する庄原市八銚自治振興センターから、下から4番目、庄原市下高自治振興区と協定する庄原市下高自治振興センターまでの7施設で、期間はいずれも令和8年度から令和12年度までの5年間、限度額は協定に定める額としています。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。農業振興課長。

○黒木和彦農業振興課長 それでは、農業振興課の補正予算の概要について御説明いたします。補正予算書の68ページ、69ページをお開きください。6款、1項、3目、農業振興費、07中山間地域等直接支払事業負担金の負担金、補助及び交付金を2,263万4,000円減額するものです。内容について御説明申し上げます。中山間地域等直接支払事業は、今年度から6期目に入り、これまで取組を行っていた地区が継続して事業実施を行うものが主ですが、高齢化等により昨年の取組面積から約6%、面積で284ヘクタール減少しています。予算としては前年度並みの見込みで計上していたため、その交付金を減額するものです。また、財源として計上している県支出金を1,697万6,000円減額しています。70ページ、71ページをお開きください。14新規就農者総合支援事業です。負担金、補助及び交付金を1,774万5,000円減額するものです。内容について御説明申し上げます。まず、補助金一般1,194万円の減額は、国の事業の新規就農者育成総合対策事業を活用し、2名、1,050万円を計上していましたが、新規就農がなかったため全額を減額。また、市の単独事業の新規就農者育成事業においても、新規就農がなく継続の2名のみとなったため給付額が減少したことによる減額です。これに伴い、新規就農者育成総合対策事業の財源として計上している県支出金を1,050万円減額しています。次の補助金建設単独580万5,000円の減額は、市の単独事業の新規就農施設等整備補助金で活用を予定していた施設整備費で、導入機械の変更や新規就農に伴う機械導入がなかったため事業実施が減少したものです。次に、債務負担行為の追加について御説明いたします。補正予算書の9ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正、1、追加の下から3段目、東城町農産物処理加工所利用協議会と協定する庄原市東城農産物加工施設、次の株式会社緑の村と協定する庄原市高野ファーマーズマーケット、次の小奴可尚和会と協定する庄原市小奴可研修センター、続いて、10ページ上段の今櫛会と協定する庄原市大屋農村公園の管理に関する経費をそれぞれ追加するものです。なお、期間はいずれも令和8年度から令和12年度までの5年間とし、限度額を協定に定める額とするものです。説明

は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。林業振興課長。

○松永幹司林業振興課長 林業振興課が所管する一般会計補正予算の概要について説明いたします。補正予算書の72ページ、73ページを御覧ください。6款、3項、2目、林業振興費、説明欄、02分収造林事業では、22節、償還金、利子及び割引料、09配分金について、東城町帝釈国広山分収造林の皆伐事業において、入札不調により今年度の事業の実施を見送ったことから所有者への配分金全額を減額するものです。財源といたしまして、34ページ、35ページをお開きください。17款、2項、1目、不動産売払収入、3節、その他不動産売払、説明欄、01その他不動産売払収入6,039万円を入札不調により減額しています。戻っていただき、72ページ、73ページです。説明欄、05有害鳥獣防除事業、18節、負担金、補助金及び交付金、04補助金一般、05補助金建設単独、06補助金建設補助については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用した捕獲班用の箱わなやワイヤーメッシュの内示額の減や見込額の減額。また、05補助金建設単独は、単市の有害鳥獣防除柵設置事業の交付実績に基づき、合わせて2,206万7,000円を減額しています。財源として、県支出金1,529万2,000円を減額しています。説明欄、14林業・木材産業等競争力強化対策事業、18節、負担金、補助金及び交付金、06補助金建設補助については、国の林業・木材産業等競争力強化対策事業費補助金を活用した間伐事業補助金及び高性能林業機械等導入事業補助金について、国の採択がなかったため3,286万3,000円を減額しています。なお、間伐事業補助金については、県補助事業で対応しています。財源として、県支出金を同額の3,286万3,000円減額しています。説明欄、17森林経営管理事業、12節、委託料、01業務委託料物件費では、森林経営管理事業に係る森林所有者の意向調査、推進調査、間伐巡視に係る委託料について、おのおの実施見込みにより1,809万1,000円を減額しています。財源として、その他森林環境整備基金を同額の1,809万1,000円減額しています。説明欄、21循環型林業推進事業、18節、負担金、補助及び交付金、04補助金一般では、原木供給需要促進事業奨励金について、実施見込みにより1,918万円を減額しています。財源として、その他森林環境整備基金を同額の1,918万円減額しています。林業振興課からの説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。國利委員。

○國利知史委員 林業施策に関してかなり大きい減額が続いています。1,800万円とか1,900万円とか2,000万円の減額ですが、これは、林業施策について思うように進んでいないという判断でよろしいでしょうか。

○徳永泰臣委員長 答弁。林業振興課長。

○松永幹司林業振興課長 御質問にお答えいたします。当初見込んでいた数字に比べて、実施していたところが所有者の御理解がいただけなかったりして思っていたほど効果が出なかったことが原因です。次年度以降については、もう少し深く説明等をさせていただく中で実績を上げてまいりたいと思っています。

○徳永泰臣委員長 他にありませんか。谷口委員。

○谷口隆明委員 国広山の分収造林は地元なのですが、なぜ入札不調になったのか、今後どのように対応されるのかお伺いしたいと思います。

○徳永泰臣委員長 答弁。林業振興課長。

○松永幹司林業振興課長 御質問にお答えいたします。国広山の分収造林事業については、2回入札を実施いたしましたが2回とも入札不調で入札に至っていません。市の予定価格と業者等の価格のすり合わせといえますか、金額の折り合いがつかなかったということだと考えています。今後は、予定価格等を整理する中で再度入札等を図ってまいりたいと思います。当然、森林所有者の意向もありますので、早い段階でそういう形をとっていきたいと考えています。

○徳永泰臣委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。商工観光課長。

○酒井繁輝商工観光課長 商工観光課から補正予算について御説明いたします。補正予算書の74、75ページをお開きください。7款、1項、2目、商工振興費です。01 商工振興事業5,002万5,000円の増額は、庄原産学官連携推進機構による共創の場づくりにおける庄原産学官連携推進機構への負担金3,905万円の増額と、中小企業振興事業補助金の申請件数及び申請額の増による1,097万5,000円の増額の合計となっています。共創の場づくりについては、国の地域未来交付金を活用して令和8年度当初予算で計上予定でしたが、国から、自治体の民間実施事業への支援は令和7年度補正予算分で予算化するよう通知があり今回計上するものです。続いて、7款、1項、3目、観光交流費です。09 ひば道後山高原荘管理運営事業355万8,000円の増額は、非常照明及び防火扉の修繕99万8,000円の増額、指定管理料の修繕に係る精算292万1,000円の増額、電気料に係る精算12万4,000円の増額、燃料費に係る精算173万9,000円の減額、営業利益額に係る精算125万4,000円の増額の合計となっています。続きまして、14道の駅たかの管理運営事業879万1,000円の増額は、指定管理料の実績見込みによる燃料費に係る精算10万2,000円の増額、光熱水費に係る精算41万3,000円の増額、修繕に係る精算666万8,000円の増額、委託料に係る精算97万4,000円の増額、使用料に係る精算63万4,000円の増額の合計です。続きまして、16 総合交流拠点施設管理運営事業103万2,000円の増額は、指定管理料の修繕に係る精算94万円の増額、電気料に係る精算9万2,000円の増額の合計となっています。続いて、23 交流宿泊施設管理運営事業2,291万9,000円の増額は、桜花の郷ラ・フォーレ庄原の指定管理料の精算に係る経費です。休館に伴う利用料金の減収による補填として1,927万2,000円の増額、重油に係る精算85万3,000円の減額、電気料に係る精算450万1,000円の増額の合計です。次に、補正予算書の7ページ、第3表、繰越明許費補正の追加です。あわせて、資料1、令和7年度3月補正予算繰越明許費事業一覧を御覧ください。7款、1項、商工振興事業、しょうばら産学官連携推進機構負担金に係る負担金です。本件は、国の補正予算に基づく事業であり、年度内事業完了が困難であるため3,905万円の明許繰越を行うものです。続いて、観光施設管理事業、帝釈峡マスコ池トイレの新築整備負担金です。広島県によるトイレの新築工事で、当初、年度内に完了を予定していた工期が令和4年4月に延長されたことにより負担金500万円の繰越を行うものです。続きまして、10ページをお開きください。債務負担行為補正です。株式会社ニュー東城と協定する庄原市東城交流拠点施設の管理に関する経費で、令和8年度から令和12年度までの期間、協定に定める額を上限として債務負担行為をお願いするもの。続きまして、株式会社緑の村と協定する庄原市高野交流拠点施設

の管理に要する経費で、令和8年度から12年度までの期間、協定に定める額を上限として債務負担行為補正をお願いするもの。続きまして、株式会社グリーンウインズさとやまと協定する庄原市庄原交流拠点施設に要する経費で、令和8年度から令和12年度までの期間、協定に定める額を上限として債務負担行為をお願いするものです。商工観光課からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。松本委員。

○松本みのり委員 75 ページ、商工振興事業の共創の場づくりの3,905 万円の内訳についてお伺いいたします。

○徳永泰臣委員長 答弁。商工観光課長。

○酒井繁輝商工観光課長 予算の内訳ですが、拠点整備の施設整備として1,507 万円、備品購入費として1,023 万円、拠点整備の合計が2,530 万円、ソフト事業として業務委託料825 万円、施設の借上料550 万円、ソフト事業の合計が1,375 万円となっており、その合計が3,905 万円です。事業の内訳として、国庫補助が1,530 万8,000 円、一般財源が2,374 万2,000 円となっています。

○徳永泰臣委員長 松本委員。

○松本みのり委員 議員全員協議会での説明の際に、3年間の事業費が7,200 万円程度とのお話でした。3年間もそうですが、それ以降も市として持ち出していかなければいけない年間の必要経費の額をどの程度見積もっておられるのかお伺いいたします。

○徳永泰臣委員長 答弁。商工観光課長。

○酒井繁輝商工観光課長 令和9年度は業務委託料として990 万円、施設の借上料として660 万の計1,650 万円、令和10年度も同じように1,650 万円を見込んでいます。

○徳永泰臣委員長 松本委員。

○松本みのり委員 国の補助金を活用した場合、10年間はしっかりしていかなければいけないとお金を返さなければならぬとお話でしたが、共創の場づくりの場として考えられているグランドホテルはかなり老朽化もあつたりして、今後10年間、その本体の部分をどうされるのかというところがとても重要かと思っています。その辺りについて、10年間しっかりしていただける状態にあるのか、その部分についてお伺いいたします。

○徳永泰臣委員長 答弁。商工観光課長。

○酒井繁輝商工観光課長 この共創の場づくりについては、産学官連携推進機構の中で話し合っグランドホテルを候補地として決めています。今後ずっとしていけるのかという御質問ですが、していけるという見込みでグランドホテルに決まっていますので、していけると思っています。

○徳永泰臣委員長 他にありませんか。國利委員。

○國利知史委員 共創の場づくりについて確認いたします。この事業を行うに当たって市街地にどのようなメリットがあるのか、先日御説明いただいておりますが、再度御説明をお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 答弁。商工観光課長。

○酒井繁輝商工観光課長 御質問にお答えします。この共創の場については、市内にそういったコワーキングスペース等がもう少し欲しいという要望も出ており、その中でしていこうとなっています。また、この共創の場を庄原のイノベーションハブとして整備を進めて、にぎわいの創出、中心市街地の

都市機能を強化させていくような形で事業を進めていきたいと考えています。

○徳永泰臣委員長 他にありませんか。松本委員。

○松本みのり委員 コワーキングスペースについて、グランドホテルは一度閉められる前にも独自にコワーキングスペース設けられたり、喫茶コーナーもそのような形で、私もよく使わせていただいていたのですが、開いているだけではなかなか利用は伸びないということで、ソフトの面がすごく重要かと思います。そこでどういった方を核にして運営をされて、新規企業の応援をしようということであれば新規企業を年間にこのくらいの目標で頑張っていきたいとか、雇用創出もこの程度の目標を立てていこうといった目標数値を持たれて動かれるのか、それとも、イベントをこのくらいします、満足度はこのくらいです、交流人口はこのくらいですという数字でされるのか、その部分をお伺いします。

○徳永泰臣委員長 答弁。商工観光課長。

○酒井繁輝商工観光課長 施設の運営については、産学官連携推進機構が委託をしてコミュニティマネージャーを常駐させるように考えています。また、議員全員協議会でも説明しましたが、運営の設けるKPIについても、年間利用者は令和9年度に1,500人、令和10年度に2,000人、イベントの回数は年に24回、マッチング件数は令和9年度に30件、令和10年度に50件という形でKPIを設定して取り組むように考えています。

○徳永泰臣委員長 他にありませんか。吉川委員。

○吉川達也委員 関連ですけれども、この間の議員全員協議会で説明はありましたが確認の意味でもう一度お伺いします。賃貸借契約を結ばれる契約相手は産学官連携推進機構とグランドホテルの所有者でよろしいでしょうか。

○徳永泰臣委員長 答弁。商工観光課長。

○酒井繁輝商工観光課長 議員のお見込みのとおりです。

○徳永泰臣委員長 吉川委員。

○吉川達也委員 市が協定を結ぶという話もあったかと思いますが、市としてはグランドホテルに建物を維持していただくという契約を、別個で協定を結ばれるのか、また、その協定の期間というのはどのような契約になるのか教えてください。

○徳永泰臣委員長 答弁。企画振興部長。

○足羽幸宏企画振興部長 御質問にお答えします。市が施設の所有者と協定を結ぶよう国から指導を受けており、10年の協定になろうかと思います。

○徳永泰臣委員長 吉川委員。

○吉川達也委員 最後にもう1点、賃貸借契約を結ぶときの所有者と産学官連携推進機構の協定は登記をする賃貸借契約ということで理解してよろしいでしょうか。

○徳永泰臣委員長 答弁。企画振興部長。

○足羽幸宏企画振興部長 聞き取れなかったのもう一度質問をお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 吉川委員。

○吉川達也委員 賃貸借契約を登記しておかなければ、10年の協定だけでは仮に所有者が変わるときに賃借権を主張できない状況になると思います。その際に登記をしているかしていないかが重要になると思いますので、その賃貸借契約は登記をする予定があるかどうかをお伺いしています。

○徳永泰臣委員長 答弁。企画振興部長。

○足羽幸宏企画振興部長 賃貸借契約については産学官連携推進機構と長岡商事がするようになりますが、法的に大丈夫かといったところはしっかり市も見ながら、指導して契約するようにしていきたいと思っています。

○徳永泰臣委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。環境建設部長。

○天野武美環境建設部長 環境建設部が所管する3月補正予算案について各担当課から説明させます。
よろしく願いいたします。

○徳永泰臣委員長 建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 建設課が所管する一般会計補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の70、71ページをお開きください。6款、2項、1目、耕地総務費、03 県営土地改良事業483万円の増額は、国の補正による、県実施のため池整備、庄原地区建目池、番目1号池の事業費増額に伴う市負担金の追加です。次に、3目、基盤整備促進事業費、01 基盤整備促進事業、73ページに移っていただき、上段、18節、負担金、補助金及び交付金984万円の増額は、国の補正による、土地改良区が実施する水路整備工事事業、庄原地区水路整備3か所、頭首工補修1か所、口和地区水路整備1か所に対する補助金の増額です。次に、74、75ページ、6款、3項、4目、治山事業、01 小規模崩壊地復旧事業、14節、工事請負費264万3,000円の増額は、昨年9月に発生した総領町の災害箇所1か所について、実施設計が完了し、早期に工事着手するため総領高田地区の工事請負費を追加計上するものです。次に、78、79ページをお願いします。8款、2項、2目、道路維持費、02 除雪事業の3億9,560万4,000円の増額は、10 需用費、市所有除雪機機械の17台の補修費383万4,000円の追加と、12 委託料、12月から3月末までの除雪費用の実績及び見込みによるもので、3億9,601万7,000円を増額しています。次に、03 災害防除事業については、12 委託料、7か所の測量設計委託の精算に伴う1,730万1,000円の減額と、14 工事請負費、工事箇所の見直しや13か所の工事請負費の精算による3,877万4,000円の減額で、総額で6,772万4,000円を減額するものです。次に、4目、道路新設改良費、81ページに移っていただき、03 道路新設改良事業単独5,930万3,000円の減額は、12 委託料、9路線の測量設計委託料及び14 工事請負費、22 路線の改良工事の精算による減額です。次に、07 地方創生道整備推進交付金事2,895万2,000円の増額は、国の補正に伴う、14 工事請負費、庄原地区の戸郷下谷線ほか7路線の工事請負費の増額です。次に、82、83ページ上段、8款、4項、2目、01 急傾斜地崩壊対策事業250万1,000円の増額は、広島県施工の急傾斜地崩壊対策事業に対し、事業費の確定に伴い負担金を増額するものです。次に、94、95ページ下段、11款、1項、2目、農業施設災害復旧費、01 現年農業用施設災害復旧事業は、令和7年災害の査定が昨年12月に全て終了し、事業費が確定したことにより事務費を含め2,655万9,000円を減額するものです。次に、96、97ページ中段、11款、1項、3目、林業施設災害復旧費、01 現年林道災害復旧事業は、同じく令和7年災害の査定が全て終了し、事業費が確定したことにより事務費を含め1,117万4,000円を減額するものです。次に、下段、11款、2項、3目、公共土木施設災害復旧費、01 現年公共災害復旧事業は、災害査定が終了し、事業費が確定したことにより1,823万2,000円を減額するものです。次に、98、99ページ、02 過年公共災害復旧事業は、令和6年災害、主に東城地区での事業費が確定したことにより事務費を含め2,220万8,000円を減額するものです。最後に、03 単独公共災害復旧事業は、令和7年災害復旧事業の精算

に伴い1,489万9,000円を減額するものです。次に、予算書の7ページ、第3表、明許繰越補正について説明いたします。まず、1、追加の事業です。6款、2項、県営土地改良事業は、広島県が事業主体で庄原地区の堂迫ため池ほか2件のため池を整備するもので、地元地権者との調整に時間を要したため市の負担金1,190万円を翌年度に繰り越すものです。次に、基盤整備促進事業は、国の補正による事業費の増額に伴い適正な工期を確保するため、土地改良区が実施する水路整備工事、庄原地区水路3か所、頭首工1か所、口和地区水路1か所に対する補助金など1,668万3,000円を繰り越すものです。次に、3項、林道整備事業は、広島県が事業主体で整備する東城地区の林道芝山線、河内高野線の測量設計業務及び電柱移転補償費で、関係機関の調整に日数を要したため1,161万6,000円を繰り越すものです。次に、小規模崩壊地復旧事業は、事業費の増額に伴い適正な工期を確保するため、庄原地区ほか2件の工事請負費1,974万8,000円を繰り越すものです。次に、8款、2項、除雪事業は、除雪トラックの購入に当たり部品調達等に不測の日数を要したため4,478万8,000円を繰り越すものです。次に、災害防除事業は、庄原2か所、東城3か所の工事において関係機関との調整に日数を要したため6,407万7,000円を繰り越すものです。次に、国県道整備負担事業は、広島県が事業主体で整備する国県道5路線の事業費の10分の1に相当する市の負担金3,895万4,000円を繰り越すものです。次に、4項、急傾斜地崩壊対策事業も広島県が事業主体で整備するもので、事業費の20分の1に相当する市の負担金549万5,000円を繰り越すものです。次に、11款、1項、過年農地災害復旧事業1億1,816万7,000円の繰越は、令和6年災害、東城藤原農地ほか22件について、関係土地所有者等の調整に日数を要したため工事請負費を繰り越すものです。次に、現年農業用施設災害復旧事業1,171万2,000円の繰越は、令和7年発生災害であり、12月に災害査定が全て終了し事業費が確定したため高野地区泉道路ほか2件の工事請負費を繰り越すものです。次に、過年農業用施設災害復旧事業3,195万6,000円の繰越は、令和6年災害、高野地区永田水路ほか6件について、水路関係者の調整に日数を要したため工事請負費を繰り越すものです。次に、2項、現年公共災害復旧事業5,379万9,000円の繰越は、令和7年発生災害であり、12月に災害査定が終了したため総領地区大矢川ほか4件の工事請負費を繰り越すものです。次に、過年公共災害復旧事業の繰越は、令和6年災、東城地区畑井川ほか5件の工事について、河川等の関係機関との協議に日数を要したため2億2,060万6,000円を繰り越すものです。次に、8ページ、2、変更の事業です。8款、2項、橋梁維持事業は、橋梁長寿命化修繕工事において、事業費の確定により9,311万3,000円に減額するものです。次に、道路新設改良事業単独は、甲平尾引線ほか22路線について、事業費の確定により工事請負費等を4億7,995万円に増額するものです。次に、地方創生道整備推進交付金事業は、戸郷下谷線ほか6路線の事業について、国の補正及び関係機関の調整に日数を要したため2億5,578万8,000円に増額するものです。次に、社会資本整備総合交付金事業は、上原戸郷線ほか2路線について、事業費の確定により工事請負費を6,201万円に増額するものです。次に、11款、1項、現年農地災害復旧事業5,388万3,000円の増額及び現年林道災害復旧事業700万7,000円の減額は、令和7年災であり、昨年12月に災害査定が全て終了し事業費が確定したことによるものです。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。横路委員。

○横路政之委員 除雪事業の修繕料、市所有の10台分、これは大型の除雪機でしょうか、それとも自治

会にずっと前に配備といいますか、小型のものがありませんよね。それを合わせた額になっているのか、どちらでしょうか。

○徳永泰臣委員長 答弁。建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 大型の除雪機の修繕で、自治会に配っている分ではありません。

○徳永泰臣委員長 横路委員。

○横路政之委員 10 台保有されていますよね。当然、重機ですから年数がたつとだんだん修繕料がすごくかかってきます。リースだと修繕などはリース会社がするではないですか。そちらのほうがいいかなと思うのですが、そういった費用の分析をして市で大型を 10 台持とうと決められたのかどうか教えてください。

○徳永泰臣委員長 答弁。建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 議員が言われるとおりです。年数がたてばたつほどリース代がかさんできます。その部分については私たちも把握しています。今の方向としまして、大型機械のロータリーや除雪トラックなど大きい機械についてはリースがありませんので、そこについては計画的に更新していく。そして、WA30 や WA80 といった小型機械についてはリース等があります。それは市で修繕費をかけるよりもリースのほうが安価ですので、そういう方向で進めていくよう計画しています。昔のようにだましまし使うという考え方をしていたら非常に高くつきますので、そうではなく、大型機械については古いものは更新していくという方向です。

○徳永泰臣委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。環境政策課長。

○久保隆治環境政策課長 環境政策課所管の補正予算案について御説明申し上げます。補正予算書の 66、67 ページをお開きください。4 款、2 項、2 目、06 東城ストックヤード施設整備事業について、令和 8 年 2 月に東城ストックヤード施設新築工事の入札が不成立となり、今年度内の発注が不可能となったため、12 節、委託料の工事監理業務に係る経費 337 万 6,000 円と、14 節、工事請負費 6,817 万 8,000 円を減額するものです。この事業の減額に伴い、財源として、国庫支出金 2,296 万 6,000 円と地方債 4,910 万円を減額しています。11 ページをお開きください。第 4 表、債務負担行為補正の新東城ストックヤード施設建設工事に要する経費についても先ほど説明したものと同様に、合わせて廃止させていただいています。環境政策課からの説明は以上です。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。桜田委員。

○桜田亮太委員 令和 8 年度の補正に関しては廃止ということで、今後のストックヤードの方向として、再積算をして建設に向かっていくということによろしいですか。

○徳永泰臣委員長 答弁。環境政策課長。

○久保隆治環境政策課長 現在、この不成立に至った経緯について、庁内で工事請負費並びに工事内容、工期等が適切であったかを精査しています。その結果を基に、令和 8 年度に発注できるよう、予算を含め、国費等の調整、関係機関との協議、調整をしています。

○徳永泰臣委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。都市整備課長。

○爲石謙一都市整備課長 それでは、都市整備課から補正予算について説明いたします。82、83 ページをお開きください。8 款、5 項、2 目、街路事業費 6,870 万 4,000 円減額の主なものは、02 街路事業、14 節、工事請負費を、国費の減額内示に合わせ、本町板橋線道路整備工事に要する経費 5,679 万 8,000 円減額、及び 21 節、補償費を、上水道移転補償金の精算により 579 万円減額するものです。また、18 節、負担金、補助及び交付金を、広島県が施工している都市計画道路高小路線及び上野公園線の道路改良事業に要する令和 7 年度負担金について、精算により 611 万 6,000 円減額するものです。次に、8 款、5 項、5 目、公園費 126 万 2,000 円増額の主なものは、03 東城中央運動公園管理事業、12 委託料について、東城中央運動公園の指定管理料のうち、精算項目である電気料及び修繕料を 123 万 1,000 円増額するものです。84、85 ページをお開きください。8 款、6 項、2 目、住宅整備費 8,178 万 2,000 円減額の主なものは、02 市営住宅整備事業、14 節、工事請負費を、国費の減額内示に合わせ、庄原の刈屋口公営住宅の建築戸数を 6 戸から 2 戸に減らし、工事に要する経費 8,060 万 4,000 円減額するものです。8 款、6 項、4 目、建築管理費 1,051 万 5,000 円減額の主なものは、12 節、委託料について、国費の減額内示に合わせ、耐震改修促進計画 4 期策定業務など 694 万 5,000 円減額。また、18 節、負担金、補助金及び交付金を、住宅リフォーム補助金などの実績に応じ、357 万円減額するものです。次に、補正予算書の 7 ページ、繰越明許費補正です。補正予算書の 8 ページ、表の中段、8 款、5 項、都市計画費と 6 項、住宅費です。別冊資料の繰越明許費補助事業一覧を御覧ください。中段、8 款、5 項、2 目、街路事業 7,817 万 9,000 円の繰越は、本町板橋線 1 工区道路整備工事に、無電柱化に伴う電線事業者との調整に不測の日数を要したため年度内完了が困難なことから工事請負費 6,820 万 2,000 円を追加し繰り越すもので、令和 8 年 9 月完成予定としています。8 款、6 項、2 目、市営住宅整備工事 5,005 万 5,000 円の繰越は、東城の第 1 川東住宅ほか外構整備工事に、関係機関との協議に不測の日数を要し年度内完了が困難なことから工事請負費 1,000 万を減額変更となった刈屋口公営住宅整備工事に追加し繰り越すもので、令和 8 年 1 月を完成予定としています。続きまして、補正予算書の 9 ページ、債務負担行為補正です。10 ページ、表の上から 5 段目、株式会社ニュー東城と協定する庄原市東城中央運動公園の管理に要する経費です。期間は令和 8 年度から令和 12 年度、限度額は協定に定める額としています。以上で都市整備課に関する 3 月補正予算の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。地籍用地課長。

○信清裕司地籍用地課長 地籍用地課所管の令和 7 年度補正予算案の説明をいたします。補正予算書の 70、71 ページをお願いします。中段の 6 款、1 項、6 目、地籍調査事業については、東城地区、総領地区、計 2 地区の一筆調査測量業務委託費に係る地籍調査事業において、昨年度、国の一次補正により令和 7 年度分について前倒しで交付された業務委託料などと、現年度分の内示及び委託料の入札減により 4,180 万円を減額するものです。また、国県支出金の地籍調査事業補助金 2,674 万円を減額計上しています。以上で地籍用地課所管の令和 7 年度補正予算案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。説明員交代のためしばらくお待ちください。

〔説明員 交代〕

○徳永泰臣委員長 続いて説明を求めます。会計管理者。

○関里美会計管理者 それでは、会計課に関する予算について御説明いたします。予算書の44ページから47ページ、歳出、2款、1項、5目、会計管理費、会計管理事業です。会計年度任用職員の報酬、手当について、勤務年数に伴う単価の関係により38万4,000円の減額。また、手数料について、公金の収納振込事務に係る取扱手数料が不足するため141万円を増額し、会計管理事業全体で102万6,000円を追加計上するものです。会計年度任用職員の関係ですが、勤務年数2年目の単価で計上していましたが、1年目となったことによる減額です。増額する公金事務の取扱手数料については、今年度から振込金額、振込先の金融機関区分によって単価を設定するなどの変更を行っていますが、指定金融機関のひろしま農協に対して年2回で支払いをしています。取扱件数、振込先区分などから下半期10月から3月分の支払額を積算したところ、不足が生じる見込みです。会計課に関する予算の説明は以上です。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。教育部長。

○荘川隆則教育部長 それでは、教育部に関する補正予算の説明を行います。詳細については担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 教育総務課長。

○毛利久子教育総務課長 それでは、教育総務課が所管する補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の88、89ページをお開きください。10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費、03小学校通学支援事業です。スクールバス等について、運行日数の減や放課後児童クラブ利用等による復路便の減便などの実績見込みによる補正であり、12節、01業務委託料物件費1,288万円の減額は、スクールバスの運行業務委託料の実績見込みによるものです。13節、01借上料24万円の減額は、児童登下校マイクロタクシー借上料の実績見込みによるものです。この財源として、国のへき地児童生徒援助費等補助金を883万8,000円の減、県の小中学校教育環境充実支援事業補助金を6万8,000円の増とし、国県支出金について計877万円の減額を計上しています。次に、下段、3目、学校整備費、01小学校施設整備事業です。12節、01業務委託料物件費の58万9,000円の減額は、東小学校校舎長寿命化改修事業に係る仮設校舎と校舎間の引っ越し業務及び引っ越しに伴うネットワーク再構築業務の実績見込みによるものです。03調査測量設計監理等委託料1,489万6,000円の減額は、東小学校体育館改修工事、総領小学校トイレ洋式化工事及び永末小学校図工室棟増築等工事に係る実施設計業務について、実績により1,157万6,000円を減額し、永末小学校図工室棟増築等工事の工事監理業務委託料について、設計内容を踏まえて都市整備課による管理で対応したことにより332万円を減額するものです。14節、01工事請負費3,223万2,000円の減額は、継続費として実施している東小学校校舎

長寿命化改修工事について、実績により 465 万 2,000 円を減額し、12 月議会において繰越明許費とした高小学校及び山内小学校に係るトイレ洋式化工事について、設計完了に伴う事業費の精査により 2,699 万 6,000 円を減額するほか、永末小学校図書棟増築等工事及び板橋小学校図書室の空調設置工事について、実績により合わせて 58 万 4,000 円を減額するものです。この財源として、国庫支出金について、学校施設環境改善交付金 554 万円の減額。また、地方債について 3,880 万円の減額を計上しています。次に、継続費の補正について説明いたします。補正予算書の 6 ページをお開きください。継続費の変更の表です。10 款、教育費、2 項、小学校費、事業名、小学校施設整備事業、東小学校校舎長寿命化改修工事について、事業費の額の確定により総額を 524 万 1,000 円減額して 9 億 5,107 万 7,000 円とし、年割額について、令和 7 年度を 4 億 8,810 万 4,000 円とするものです。次に、繰越明許費の補正について説明いたします。補正予算書の 8 ページをお開きください。繰越明許費の変更です。説明は、別冊資料 1 を御覧ください。2 ページ、2、変更の表です。10 款、教育費、2 項、小学校費、事業名、小学校施設整備事業について、トイレ洋式化事業に係る工事請負費の減額補正に伴い、記載の小学校 4 校のトイレ洋式化工事の繰越明許費の金額を 2,699 万 6,000 円減額し 1 億 2,756 万 5,000 円とするものです。以上、教育総務課が所管する補正予算の説明です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。生涯学習課長。

○八谷美幸生涯学習課長 それでは、生涯学習課が所管する補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の 92、93 ページをお開きください。10 款、5 項、6 目、研修集会施設管理費のコミュニティセンター管理事業です。需用費、修繕料では、宮原ふれあい広場体育館照明修繕のため 18 万 1,000 円、委託料、業務委託料では、指定管理を行っている上谷・湯川・和南原のコミュニティセンターにおいて、精算項目である修繕料、電気料等が現予算で不足することから 110 万 2,000 円、計 128 万 3,000 円を増額計上するものです。同じく 10 款、5 項、6 目、交流研修施設管理運営事業、委託料、業務委託料では、指定管理を行っている庄原市道後山高原合宿センターと庄原市ふるさとセンター田総において精算項目である修繕料、電気料等が現予算で不足することから 164 万 1,000 円を増額を計上するものです。続いて、10 ページをお開きください。債務負担行為補正について御説明いたします。中段にある庄原市総合体育館ほか 6 施設は、指定管理者の庄原市総合サービス株式会社の指定管理に要する経費です。なお、限度額は協定に定める額としており、指定管理期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間としています。説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○伊吹謙基選挙管理委員会事務局長 それでは、補正予算書の 54 ページをお開きください。このたびの補正予算は、昨年 7 月 20 日に執行した総合議員選挙、11 月 9 日に執行した広島県知事選挙、4 月 13 日に執行した庄原市長及び市議会議員選挙の事務費の精算による不用額をそれぞれ減額するものです。

それでは説明いたします。下段、2款、4項、4目、参議院選挙費については1,279万9,000円を、めくっていただき、54ページ中段、5目、県知事選挙費については1,149万1,000円を、下段、9目、市長選挙及び市議会議員選挙費については2,119万4,000円を、時間外勤務手当やポスター掲示場に係る設置撤去等の業務委託料などをそれぞれ減額するものです。説明は以上です。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。続いて、議案第67号、令和7年度庄原市住宅資金特別会計補正予算第1号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。収納課長。

○松本武士収納課長 それでは、議案第67号、令和7年度庄原市住宅資金特別会計補正予算第1号について御説明申し上げます。補正予算書の10ページ、11ページをお願いします。歳出です。1款、1項、1目、一般管理費、21節、補償、補填及び賠償金、及び26節、公課費の30万円の減額ですが、これらは、貸し付けに関連し、訴訟事案が発生した場合の供託金及び登録免許税に係る予算です。今年度において該当がなかったため、全額を減額するものです。次に、3款、1項、1目、一般会計繰出金55万5,000円の増額は、実績見込みによる精算で、一般会計への繰出金として追加計上するものです。次に、歳入です。補正予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。3款、1項、1目、繰越金、1節、前年度繰越金については、額の確定により25万5,000円を増額するものです。以上、歳入歳出それぞれ25万5,000円を追加計上するものです。議案第67号の説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。続いて、議案第68号、令和7年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算第2号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○亀山慎也保健医療課長 議案第68号、令和7年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算第2号について御説明いたします。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。1款、1項、1目、一般管理費については、庄原市休日診療センターの光熱水費及び受診者数の増による医薬材料費の決算見込みにより13万7,000円を増額するものです。なお、歳入予算については、8ページ、9ページですが、1款、1項、1目、国民健康保険診療報酬収入から5目、一部負担金収入までは、受診者数の見込みや1人当たり平均診療単価の減に伴い68万7,000円を減額し、3款、1項、1目、一般会計繰入金については、診療報酬等の減収見込みなどに伴い一般会計からの繰入額を82万4,000円増額するものです。庄原市休日診療センター特別会計の補正予算についての説明は以上です。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。続いて、議案第69号、令和7年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○亀山慎也保健医療課長 続きまして、議案第69号、令和7年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算

第3号について御説明申し上げます。補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。1款、1項、1目、一般管理事業については、郵便料の実績見込みにより24万2,000円を減額するものです。5款、1項、1目、保健衛生普及事業については、主には糖尿病性腎症重症化予防事業委託料の実績による業務委託料201万円の減、及び健康教室の実績により合計で213万2,000円を減額するものです。2項、1目、特定健康診査事業については、令和6年度特定健診受診者に対する、なみかポイント付与件数の減による報償費316万8,000円の減、及び特定健診受診者数の減少に伴う業務委託料578万1,000円の減など、合計で971万8,000円を減額するものです。次に、14ページ、15ページをお願いします。特定保健指導事業については、特定保健指導実施者数の減少に伴い業務委託料84万6,000円を減額するものです。6款、1項、1目、財政調整基金積立金については、令和6年度繰越金の確定に伴い積立金562万4,000円を増額するものです。8款、3項、2目、病院事業繰出金については、西城市民病院の事業に関する県からの特定財源を国保会計を通じて繰り出すもので、交付見込みにより28万7,000円を減額するものです。なお、ただいま御説明した第1款から第8款までの歳出予算の増減に対するため、歳入の国民健康保険税、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入について、それぞれ財源の整理を行っています。国民健康保険特別会計の補正予算についての説明は以上です。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。続いて、議案第70号、令和7年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○亀山慎也保健医療課長 続きまして、議案第70号、令和7年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について御説明申し上げます。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。1款、2項、1目、徴収費88万円の減額は、子ども・子育て支援金制度の開始に伴うシステム改修費用の実績に基づき、委託料を減額するものです。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金については、広域連合に納付する保険料等負担金及び保険基盤安定負担金、令和6年度保険料等負担金精算金を広域連合の指示額などにより756万8,000円減額するものです。歳出予算の補正に合わせて、歳入予算の後期高齢者医療保険料繰入金、繰越金について、広域連合の指示額などにより財源の整理を行っています。後期高齢者医療特別会計の補正予算についての説明は以上です。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。続いて、議案第71号、令和7年度庄原市介護保険特別会計補正予算第4号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。高齢者福祉課長。

○松永智子高齢者福祉課長 議案第71号、令和7年度庄原市介護保険特別会計補正予算第4号について御説明申し上げます。補正予算書の12ページ、13ページを御覧ください。今回の補正は、主に保険給付費、各種介護予防事業の執行見込みによるものです。1款、総務費、1項、総務管理費については、人件費の執行見込みにより3万円を減額するものです。続きまして、表の2段目、2款、保険給付費です。1項、介護サービス等諸費から14ページ、15ページの6項、介護予防サービス等諸費までは、介護サービスに係る保険給付の見込みにより追加または減額するものです。ここでは、目の

中で 1,000 万以上の増減のある給付費について御説明いたします。12 ページ、13 ページをお願いします。1 項、介護サービス等諸費、1 目、居宅介護サービス給付費については、主には通所介護事業所 1 か所の廃止などによる給付費の減、及び被保険者数の減によるケアプラン作成の給付費の減などにより 1 億 1,400 万円を減額、4 目、地域密着型介護サービス給付費については、地域密着型通所介護事業所 1 か所の廃止などによる給付費の減により 3,450 万円を減額し、項の合計で 1 億 5,550 万円の減額を行うものです。14 ページ、15 ページをお願いします。5 項、特定入所者介護サービス等費、1 目、特定入所者介護サービス費については、市民税非課税世帯に属する方が施設及び短期入所サービスを利用する際に食費、居住費が負担額を超えた場合、その額を施設等に補足給付する制度で、執行見込みにより 1,650 万円を減額するものです。同ページ下段、3 款、地域支援事業費、1 項、介護予防・生活支援サービス事業費です。3 目、介護予防・生活支援サービス事業費訪問型 130 万円の増額及び 4 目、同事業費通所型 100 万円の減額については、要支援者等を対象とする各種事業の執行見込みによるものです。6 目、一般介護予防事業費は、介護予防の執行見込みによる業務委託料の減額などにより 6 目の事業費合計で 94 万 2,000 円を減額するものです。16 ページ、17 ページをお願いします。2 項、包括的支援事業・任意事業費、1 目、包括的支援事業費の職員人件費については、人事異動に伴う減額、06 包括的支援事業社会保障充実分については、会計年度任用職員に係る報酬の減などで、1 目の事業費合計で 859 万 8,000 円を減額するものです。下段、5 目、任意事業費は、03 その他任意事業について、主には委託料において食の自立支援事業の業務委託料の執行見込みによる 629 万円の減額により 5 目の事業費合計で 707 万 2,000 円を減額するものです。18 ページ、19 ページをお願いします。5 款、1 項、1 目、介護給付費準備基金積立金については、前年度の決算余剰金から前年度国庫支出金等精算返納金及び介護保険料への充当分を除いた額を基金に積み立てることとし、2,049 万 8,000 円を追加するものです。なお、この積み立てにより基金残高は約 6 億 3,800 万円となる見込みです。続きまして、歳入について、8 ページ、9 ページをお開きください。3 款、国庫支出金から 5 款、県支出金については、それぞれ交付決定額に応じて追加または減額するものです。10 ページ、11 ページをお願いします。7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金については、歳出の補正に合わせて、定められた負担割合に基づき補正を行うものです。2 項、基金繰入金については全額を減額しています。8 款、繰越金、1 項、繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴い 7,695 万 2,000 円を追加するものです。以上、歳入歳出それぞれ 1 億 6,334 万 4,000 円を減額するものです。議案第 71 号、庄原市介護保険特別会計補正予算の説明は以上です。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。続いて、議案第 72 号、令和 7 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算第 2 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。高齢者福祉課長。

○松永智子高齢者福祉課長 続きまして、議案第 72 号、令和 7 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算第 2 号について御説明申し上げます。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。1 款、1 項、1 目、包括的支援事業費、02 指定介護予防支援事業については、介護予防サービス計画の作成などの業務を行う会計年度任用職員の報酬、職員手当等を執行見込みにより減額し、合計で 414 万 5,000 円減額するものです。続きまして、歳入について、8 ページ、9 ページをお開きくだ

さい。下段の表、1 款、1 項、1 目、介護予防サービス計画費収入については、介護予防サービス計画作成件数の減により 292 万円を減額。4 款、1 項、1 目、一般会計繰入金については、歳出の地域支援事業費の執行見込みにより 122 万 5,000 円減額するものです。以上、歳入歳出それぞれ 414 万 5,000 円を減額するものです。議案第 72 号、庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算の説明は以上です。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。続いて、議案第 73 号、令和 7 年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総領支所長。

○今西隆行総領支所長 別冊の議案第 73 号をお願いいたします。総領支所が所管する令和 7 年度庄原市宅地造成事業特別会計の補正予算第 1 号について御説明申し上げます。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。まず、歳出について、1 款、1 項、1 目、一般管理費の一般管理経費については、当初見込んでいた 1 区画分の分譲に至らなかったため仲介手数料 33 万円を減額いたします。3 款、1 項、1 目、一般会計繰出金については、1 区画分の財産売却収入分が分譲に至らなかったため 149 万 5,000 円を減額計上するものです。歳出については、財産売却収入から一般会計繰入金への財源振替によるものです。庄原市宅地造成特別事業特別会計の補正予算についての説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。続いて、議案第 74 号、令和 7 年度庄原市下水道事業会計補正予算第 5 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。下水道課長。

○信清裕司下水道課長 下水道課が所管する議案第 74 号、令和 7 年度庄原市下水道事業会計補正予算第 5 号について御説明いたします。別冊の補正予算書の 10 ページをお願いいたします。このたびの補正予算については、主に精算見込み及び国補正 1 号により関係予算を補正するものです。まず、収益的収支の主な補正について、支出から御説明いたします。11 ページをお願いいたします。下水道事業費用については、877 万 2,000 円増の 15 億 8,496 万 2,000 円を計上しています。主な内容について御説明いたします。営業費用は 456 万 2,000 円減の 14 億 4,697 万 7,000 円で、処理場費では 426 万 9,000 円減の 5 億 2,264 万 6,000 円を計上しています。主な原因は、委託料において、新規浄化槽設置に伴う維持管理費の減、薬品費において、執行見込みにより減額となったものです。総係費では 223 万 8,000 円増の 8,020 万 4,000 円を見込んでいます。主な要因は、委託料において、使用料統合徴収業務委託料の増額によるものです。次に、営業外費用の消費税及び地方消費税 1,333 万 4,000 円増の主な要因は、起債償還元金に充当している当年度利益剰余金について、庄原税務署から消費税納付の対象となる特定収入に該当するとの指摘を受け、修正申告と同様に概算申告額を算出したところ、還付から納付になったことにより増額となるものです。次に、収入です。10 ページをお願いいたします。下水道事業収益については、2,765 万円増の 20 億 4,922 万円を計上しています。営業収益は 2,978 万 5,000 円減の 4 億 7,603 万 2,000 円を計上しており、主な要因は、下水道使用料において、当初予算

における想定を下回ったことにより減額となるものです。営業外収益は、5,743万5,000円増の15億7,318万8,000円を計上しています。主な要因は、他会計補助金では各費用の精算見込みにより7,889万1,000円の増額。消費税及び地方消費税還付金では、先ほど営業外費用で御説明いたしましたとおり、起債償還元金に充当している当年度利益剰余金について、庄原税務署から消費税納付の対象となる特定収入に該当すると指摘を受け、修正申告と同様に概算申告額を算出したところ、還付から納付になったことによる皆減です。雑収益は、落雷による修繕の保険料の確定に伴う減によるものです。続きまして、資本的収支について御説明いたします。13ページの支出から御説明いたします。資本的支出は1億1,587万4,000円減の7億8,670万1,000円を計上しています。主な減額要因といたしまして、建設改良費の管路建設改良費2,993万5,000円の減額は、工事請負費で、公共下水道区域内の農地等猶予解除に伴う管路築造工事と道路改良工事に伴う支障移転工事の見送りにより減額となるものです。処理場建設改良費8,595万2,000円減額の主な要因は、委託料で、委託契約額の確定に伴う減額と、工事請負費において、交付金の確定による比和浄化センター改築更新工事の減、国補正1号に伴う山内西地区処理施設更新事業費の増、精算見込みによる浄化槽整備事業の減によるものです。次に、12ページの収入について御説明いたします。資本的収入は1億2,963万5,000円減の2億8,125万9,000円を計上しています。主な減額要因といたしまして、企業債7,860万円の減額は、先ほど御説明いたしました管路建設改良費と処理場建設改良費の減額により起債借入額を減額するものです。国庫補助金2,558万2,000円の減額は、補助金交付額の確定によるものです。県補助金300万円増の要因は、国の補正1号の追加交付に伴う増額です。負担金2,845万3,000円の減額は、受益者負担金では実績見込みによる減額、工事負担金では道路改良事業に伴う支障移転工事見送りによる減額、一般会計負担金では各費用補正による調整による減額です。令和7年度庄原市下水道事業会計補正予算第5号の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。続いて、議案第75号、令和7年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算第2号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。西城市民病院事務長。

○仙田真作西城市民病院事務局事務長 議案第75号、令和7年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算第2号について御説明申し上げます。別冊の補正予算書の7ページをお開きください。収益的収入です。収入において、1款、2項、2目、他会計補助金1,647万3,000円の増額は、説明欄、1、国保保健事業補助金の額が確定したことによる精算で、71万5,000円を増額するものです。また、説明欄、2、医療機関における賃上げ・物価上昇支援事業の交付を見込み、1,575万8,000円を追加するものです。3目、一般会計負担金1,363万7,000円の増額は、一般会計繰出基準及び庄原市繰出方針に基づき、企業債利子補助及び高度医療補助等の増額を見込むものです。4目、県支出金299万2,000円の増額は、説明欄、1、西城町小鳥原地区及び東城町小奴可内堀地区で毎週水曜日に実施している巡回診療車の運営補助金が確定したことによる精算で、83万2,000円を増額するものです。また、説明欄、2、広島県医療人材確保・職場環境改善等事業に係る補助金の交付を見込み、216万円を追加するものです。めくっていただき、8ページ、資本的収入です。上段の表、1款、1項、1目、他会計出資金12万7,000円の減額は、前年度購入した医療機器の企業債償還の金額が確定したことによ

るものです。中段の表、1款、2項、1目、企業債20万円の減額、及び下段の表、1款、3項、1目、他会計補助金5万8,000円の減額は、ベッドサイドモニター等の医療機器購入額が確定したことにより企業債の借入額及び補助金額を整理したものです。めくっていただき、9ページ、資本的支出です。上段の表、1款、1項、1目、固定資産購入費25万8,000円の減額は、説明欄にあるベッドサイドモニターを内容とする、6、医療用機械器具から7、その他器具備品までの6品目の購入額が確定したことによる精算です。下段の表、1款、2項、1目、企業債償還金25万6,000円の減額は、前年度の企業債償還額が確定したことによるものです。議案第75号の説明は以上です。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、質疑を終結します。執行者は退席ください。

〔執行者 退席〕

○徳永泰臣委員長 これより採決を行います。まず、議案第66号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数17人、賛成16人、反対1人。以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第67号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数17人、賛成17人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第68号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数17人、賛成17人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第69号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数17人、賛成17人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第70号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数17人、賛成17人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第71号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

い。

〔投票〕

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 71 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第 72 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 72 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 73 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 73 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 74 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 74 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 75 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 75 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。この場合、お諮りします。本会議における本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任ください。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。以上で本日の議題は全て終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会いたします。

午後 0 時 42 分 散 会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委 員 長